

動画を作成する皆さんへ

動画作成上の注意点

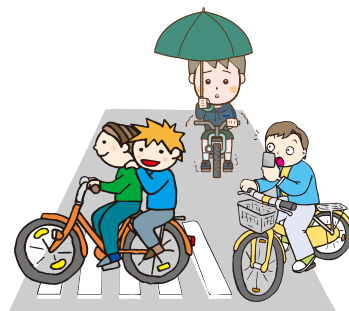


安全で安心な動画作成のため、次のことを必ず守ってください。

⚠️ 公道での違反行為や事故につながるおそれのある行為はやめてください！

公道上での二人乗り（定員外乗車）や傘さし運転、スマホを使用しながらの運転などは道路交通法違反になります。

リアルな演出にしようと、事故に見せかけたり、車と衝突したりする演出は怪我をするおそれがあり危険ですので、場所に関わらずやめてください。



⚠️ 人の敷地や危険場所には入らないでください！

敷地には必ず所有者がおり、無断で入ると法律違反になります。入るときは必ず承諾を得てください。また、線路内、河川など危険な場所には立ち入らないでください。



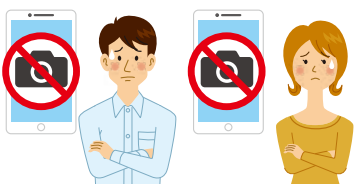
⚠️ 著作権を確認してください！

動画でBGM、イラスト、写真などを使用する場合は、必ず著作権を確認し、フリーのものや許可を得たものを使用してください。確認が取れないまま使用することがないようにしてください。



⚠️ 肖像権に注意してください！

動画に第三者が映り込んでいると、その人の承諾が必要になります。映り込まないような場所を選ぶなどの工夫をしてください。



⚠️ 個人情報に注意してください！

入賞した動画は広く公表されます。動画を見た方により、個人の家や氏名が特定されることのないようにしてください。



⚠️ 表現の仕方に注意してください！

- ・ 誤解を招く表現に気を付ける。
例) 「ヘルメットをかぶっていれば、車に勝てる」「飲酒運転はしない方がいい」など
- ・ 動画に用いる資料の引用元や数値をはっきりとさせる。
使用した表、グラフの引用元や、数値データが何年のものなのか、単位（人、件など）は何かなどが、わかるようにしてください。
- ・ データに使用する数値が確定数値ではなく、概数の場合は「約」をつける。



★ そのほか、夜11時以降の外出による撮影、路上で裸になるなどの行為も法律違反になるのでやめてください！

迷ったら相談を!!

茨城県 県民生活環境部 生活文化課 安全なまちづくり推進室
029-301-2842（直通） 受付時間：平日8:30～17:15

詳しくは、県のホームページの実施要綱を御覧ください。

動画作成のヒント① ヘルメット着用の重要性

データ提供：茨城県警察本部交通総務課

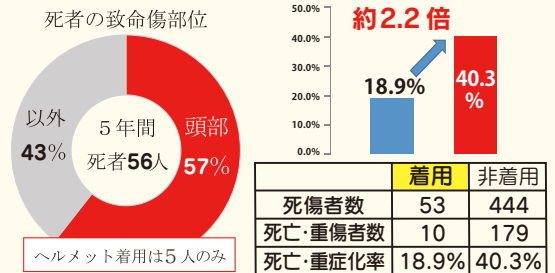
- 世代別のヘルメット着用率では、中学生が約7割で最も高いが、高校生が6%、高齢者が7%台で低率。
- 死者の致命傷は約6割が頭部損傷。
頭部損傷による死亡・重傷者の内、ヘルメット非着用の死亡・重傷化率は、着用時の約2.2倍。
- 令和5年4月1日から道路交通法の一部改正により、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務化。

(単位：人)

		小学生	中学生	高校生	その他	うち高齢者	計
茨城	死傷者数	183	562	921	2,603	831	4,269
	着用	79	406	56	281	65	822
	着用率	43.2%	72.2%	6.1%	10.8%	7.8%	19.3%
全国着用率		28.8%	40.9%	8.3%	8.9%	6.2%	11.6%

※令和2年(2020年)～令和6年(2024年)の過去5年の累計

【ヘルメット非着用時の致死率】過去5年累計(R2年～R6年)



動画作成のヒント② 危険！ながら運転！！

- 令和6年11月1日に道路交通法が改正され、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。スマートフォンなどを手に所持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
 - ★違反者は6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
 - ★交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- イヤホンやヘッドホンを使用して、音楽等を聴くなど、安全な運転に必要な音又は声が聞こえないような状態で自転車を運転してはいけません。
 - ※難聴者が補聴器を使用する場合や公共目的を遂行する者が当該目的のために指令を受信する場合にイヤホン等を使用する場合を除く。
 - ★違反者は5万円以下の罰金
- 傘を差して自転車を運転してはいけません。
 - ★違反者は5万円以下の罰金
- 自動車を運転する時もスマートフォンなどを手に所持して、通話する行為、画面を注視する行為は禁止されています。カーナビも画面を注視することが禁止されています。
 - ★事故を起こすなどの危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金



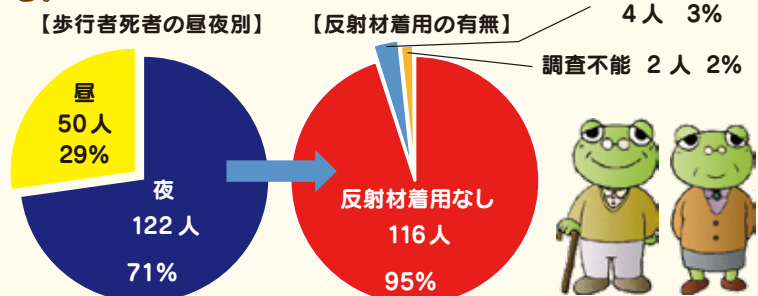
動画作成のヒント③ 反射材の効果

データ提供：茨城県警察本部交通総務課

- 歩行者の死亡事故の7割以上が夜間に起きている。
- 夜間の歩行者死者の約95%が反射材を着用していない。
- 夜間の交通事故防止には、反射材の着用が効果的。

※ 昼間：日の出から日の入りまで
夜間：日の入りから日の出まで

県警本部調査：R2年～R6年



※ さらなる動画作成のヒントは、茨城県警察本部ホームページをご覧ください。
https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a02_traffic/



- 茨城県警察本部ホームページ内の交通事故データ数値の使用は、可能です。
- 交通安全かわら版のイラスト等の切り抜き使用は、可能です。
- チラシギャラリー内のチラシについては、切り抜きでの使用は不可ですが、チラシ全体での使用は可能です。
- 動画ギャラリー内のデータ使用は、不可です。
- 県警キャラクター（ひばりくん、こひばりくん・こひばりちゃん）の使用は、不可です。
- ホームページの内容の2次利用について迷った時は、県警交通総務課安全係まで、相談してください。
(受付時間 8:30～17:15)